

宅配事業約款 一部改正 第7条第7項を追加 (下線箇所)

<宅配事業約款・新旧対照表>

現行の約款	改正後の約款
(商品等のお届け) 第7条 商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人宅配」および2名以上の利用による分を一括してお届けする「班配」の2通りがあります。 2 商品等の配達場所は、原則として自宅配達（個人配達の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、班配達の場合は班で定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式）とします。 3, 4 (略) 5 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時（合理的な理由により、あらかじめ利用者と確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時）に商品等の引き渡しを完了し、所有権が移転するものとします。 6 前各項にかかわらず、商品案内等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、前項と同様に所有権が移転するものとします。	(商品等のお届け) 第7条 商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人宅配」および2名以上の利用による分を一括してお届けする「班配」の2通りがあります。 2 商品等の配達場所は、原則として自宅配達（個人配達の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、班配達の場合は班で定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式）とします。 3, 4 (略) 5 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時（合理的な理由により、あらかじめ利用者と確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時）に商品等の引き渡しを完了し、所有権が移転するものとします。 6 前各項にかかわらず、商品案内等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、前項と同様に所有権が移転するものとします。 <u>7 生協が組合員に貸与している箱や蓄冷剤の資材等（以下「資材等」といいます）は、生協が資材等を回収するまで組合員の責任において保管・管理します。組合員が資材等の保管・管理中に発生したトラブルや事故等につきましては、組合員が責任を負いますので、保管・管理には注意するものとします。</u>